

## 育児介護休業マニュアルシート 平成 29 年改正対応版 追補

平成 29 年 10 月の法改正により、下線部分が次のように変わりました。

### ■ 育児休業の概要（1 頁）

#### 期間

例外 2：子が 1 歳（1 歳 2 ヶ月）に達する日に図表③の事情がある場合は、1 歳 6 ヶ月に達する日\*<sup>1</sup>まで延長

\* 1 平成 29 年 10 月から子が 1 歳 6 ヶ月に達する日に図表③の事情がある場合は、子が 2 歳に達する日まで育児休業期間を延長することができます。

### ■ 育児休業の手続き（2 頁）

#### 子が 1 歳になる誕生日以降に休業を延長

##### 従業員

- 1 歳を超えても休業が必要と認められる場合（1 頁図表③参照）は、会社に休業終了予定日の 2 週間前までに申出することで、1 歳 6 ヶ月 （さらに休業が必要と認められる場合は 2 歳）まで延長することができます。

#### 育児休業の終了

##### 従業員

- 以下に該当した場合は終了します。
- 子が 1 歳（1 歳 2 ヶ月、1 歳 6 ヶ月、2 歳）に達した場合

### ■ 育児休業給付金（雇用保険）の手続き（3 頁）

#### 支給要件

##### 図表⑥受給資格

\* 1 パパ・ママ育休プラスに該当していれば 1 歳 2 ヶ月未満の子、1 頁図表③の事情がある場合は最長 2 歳未満の子まで対象

##### 図表⑦有期雇用の従業員の受給資格

- これまでの雇用期間が 1 年以上 ● 子が 1 歳 6 ヶ月に達する日\*までに労働契約（契約更新する場合は更新後の契約）の期間を満了することが明らかでない
- \* 2 歳までの育児休業の延長を申出する場合は、子が 2 歳に達する日までに労働契約（契約更新する場合は更新後の契約）の期間を満了することが明らかでないこととなります。

以上